

米子市学校給食調理業務委託事業

募 集 要 項

令和6年6月

米子市教育委員会

目 次

第1	募集要項等の定義	1
第2	事業の概要	
1	事業の名称	1
2	対象施設	1
3	委託業務内容	2
4	委託期間	2
5	受託者	2
6	給食実施回数	2
7	調理食数	3
第3	参加事業者の条件等	
1	参加資格	3
2	応募に関する留意事項	4
第4	事業者募集等のスケジュール	
1	資料の公表	6
2	募集要項等に関する説明会	6
3	現地見学会	6
4	募集要項等に関する質問の受付・回答	7
5	参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出	7
6	募集要項等に関する質問に対する回答書の公開	8
7	提案書等の提出（第1次審査）	8
8	プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）	9
9	審査結果の通知	9
第5	提案書等の審査方法	
1	選定委員会の設置	9
2	審査の方法	9
3	参加辞退	10
4	事務局	10
第6	提案書等に関する条件	
1	委託料に関する条件	11
2	リスク管理方針	11
3	遵守法令	12
第7	委託事業実施に関する事項	
1	業務の継続が困難となった場合の措置	12
2	市による本委託事業の実施状況の評価	12
3	連絡協議会の設置	13
4	災害等対応への協力	13

第1 募集要項等の定義

米子市（以下「市」といいます。）では、平成20年度から学校給食調理業務を民間事業者へ委託していますが、令和6年度で委託期間が終了することから、学校給食センター2施設、共同調理場3施設について、令和7年度から5年間、調理業務を民間事業者へ委託します。

また、調理業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力、技術能力等を活用することにより、調理業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用します。

この募集要項は、調理業務委託事業に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項に併せて配布する次の資料も、この募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

仕様書：市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの
添付資料：本委託業務に関する添付資料
様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第2 事業の概要

1 事業の名称 米子市学校給食調理業務委託事業

2 対象施設

(1) 学校給食センター等

名称	米子市立学校給食センター
所在地	米子市大谷町 28 番地 8
建築年月	平成 20 年 3 月
建物構造	鉄骨造 2 階建て
実施校数	1 1 校

名称	米子市立弓ヶ浜共同調理場	米子市立尚徳共同調理場
所在地	米子市河崎 2701 番地	米子市榎原 1899 番地
建築年月	平成 15 年 7 月	平成 16 年 12 月
建物構造	鉄骨造 2 階建て	鉄骨造 2 階建て
実施校数	7 校(令和 10 年度から 4 校の予定)	7 校

(2) 第二学校給食センター等

名称	米子市立第二学校給食センター
所在地	米子市流通町 158 番地 21
建築年月	平成 26 年 12 月
建物構造	鉄骨造 2 階建て
実施校数	9 校

名称	米子市立淀江共同調理場
所在地	米子市淀江町西原 244 番地 2
建築年月	平成 14 年 1 月
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建て
実施校数	2 校

3 委託業務内容

- (1) 食材検収業務（米子市立学校給食センターにあつては、食材検収補助業務）
- (2) 調理業務（食物アレルギー対応食の調理を含みます。）
- (3) 調理食材等の管理業務
- (4) 配缶及び輸送用コンテナへの積込み業務
- (5) 食器、食缶、調理機器及び輸送用コンテナの洗浄消毒業務
- (6) 残さい等の処理業務（計量及び施設内（米子市立淀江共同調理場にあつては、施設に隣接する敷地）の所定の場所までの搬出）
- (7) 施設及び設備機器の清掃及び点検業務
- (8) 使用物品管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) ボイラー運転管理業務（米子市立弓ヶ浜共同調理場、米子市立尚徳共同調理場及び米子市立淀江共同調理場に限る。）
- (11) 設備機器の簡易な点検修繕業務
- (12) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない業務は、次のとおりとします。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収等業務
- ・ 給食配送、回収業務
- ・ 施設設備等保守業務

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで 5 年間

5 受託者

2 の各号に掲げる施設を単位としてグループに分け、そのグループごとに、公募型プロポーザル方式により、単独の事業者を選定します。

6 給食実施回数（令和 6 年度における基準に基づく予定回数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
給食実施回数	206 回	206 回	206 回	206 回	206 回

7 調理食数（令和6年5月1日現在の状況に基づく推定食数）

単位：食

施設名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学校給食センター	3,981	3,888	3,812	3,761	3,683
弓ヶ浜共同調理場	1,724	1,716	1,667	1,655	1,571
尚徳共同調理場	2,063	2,090	2,045	2,024	2,005
第二学校給食センター	4,639	4,747	4,757	4,769	4,820
淀江共同調理場	821	815	820	812	830

第3 参加事業者の条件等

1 参加資格

(1) 参加事業者が備えるべき要件

参加事業者の資格要件は、次のとおりとします。

ア 参加事業者資格要件

参加事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (イ) これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- (ウ) 米子市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (エ) 委託事業の開始までに、食中毒、事故等の発生時の対応として、生産物賠償責任保険（1事故について1人当たり5,000万円以上）に加入すること。
- (オ) 契約時に（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができる者であること。

イ 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできません。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 米子市の競争入札における指名停止措置を受けている者
- (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限りません。）を受けた者を除きます。）
- (エ) 国税及び地方税を滞納している者
- (オ) 過去3年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の停止処分を受けた者
- (カ) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）若しくは暴力団

員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日とします。ただし、参加資格の確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とします。

(3) その他の条件

ア 受託事業者は、本委託業務を処理するため新たに職員を雇用する場合にあつては、現に学校給食調理業務を行っている事業者の職員の採用及び労働条件の維持に配慮するよう努めてください。

イ 受託事業者は、本委託業務を開始する日までに、教育委員会及び現に学校給食調理業務を行っている事業者から業務等の引継ぎを受けなければなりません。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

参加事業者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 参加費用の負担

このプロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

このプロポーザルへの参加に関して使用する言語は、日本語とし、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は、円とすることとします。

(4) 著作権

参加事業者から募集要項に基づいて提出される書類の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属します。ただし、受託事業者として決定した事業者が提出した提案書の著作権は、市に帰属します。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更することができないものとし、また、返却をしません。

(6) 資料の取扱い

市が提示する資料は、このプロポーザルへの参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 参加申込みの無効に関する事項

参加事業者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該参加事業者がした参加申込みは、無効とします。

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出時から受託事業者の決定までの期間に、不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 一の対象施設グループ（第2の5のグループをいいます。以下同じ。）につ

- いて複数の提案を行った場合
 - ウ 同一事項に対し、2以上の書類を提出した場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為をした場合
 - オ 著しく信義に反する行為をした場合
- (8) 本委託事業における契約予定金額の公表
- 本委託事業に係る令和7年度から令和11年度までの5年間の契約予定金額（消費税及び地方消費税を除く。）の総額は、次のとおりですので、見積額は、この額以内で記入してください。

対象施設グループ	金 額
学校給食センター等	954,000,000円
第二学校給食センター等	636,000,000円

- (9) その他
- ア 市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
 - イ この募集要項に定めるもののほか、このプロポーザルへ参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。
 - ウ 一の事業者が、複数の対象施設グループについて応募することもできます。

第4 事業者募集等のスケジュール

このプロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとします。

資料及び選定方針の公表	令和6年6月14日
募集要項等に関する説明会	令和6年6月21日
現地見学会（希望事業者のみ）	令和6年6月25日
募集要項等に関する質問の受付	令和6年6月21日から同月25日まで
募集要項等に関する質問に対する回答	令和6年7月1日
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の受付	令和6年6月21日から同年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除きます。）
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の結果通知	令和6年7月12日
提案書類等の受付	令和6年7月17日から同月25日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）
第1次審査に関する結果の通知	令和6年8月中旬
第2次審査（プレゼンテーション及び	令和6年8月下旬又は同年9月上旬

ヒアリング審査)	
第2次審査に関する結果の通知	令和6年9月下旬
受託候補事業者の決定	令和6年10月上旬
委託業務開始準備	契約締結後から令和7年3月31日まで

1 資料の公表

(1) 公表方法

本委託事業に関する資料は、市のホームページにおいて公表します。

(2) 公表資料

ア 募集要項（本書）

イ 仕様書

ウ 様式集

※ 上記書類が必要な場合は、各自、市のホームページからダウンロードしてください。

（ホームページアドレス <http://www.city.yonago.lg.jp/>）

なお、仕様書の添付資料については、説明会当日に配布します。説明会に参加されない事業者へは郵送しますので、その旨を申し出てください。

2 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

(1) 日 時

令和6年6月21日（金） 午後3時から（受付開始午後2時45分から）

(2) 場 所

米子市大谷町28番地8

米子市立学校給食センター 2階会議室

(3) 留意事項

ア 説明会の参加希望者は、令和6年6月20日（木）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、米子市教育委員会事務局学校給食課へファクシミリ又は電子メールにより連絡してください。

ファクシミリ： 0859-33-4757

電子メールアドレス： kyushoku@city.yonago.lg.jp

イ 説明会では、原則として募集要項等を配布しませんので、各自持参してください。

ウ 参加人数は、一の事業者につき3人までとします。

3 現地見学会

(1) 日時及び集合場所

対象施設グループ	日 時	集合場所
学校給食センター等	令和6年6月25日(火) 午後1時15分集合	学校給食センター

第二学校給食センター等	令和6年6月25日(火) 午前9時集合	第二学校給食センター
-------------	------------------------	------------

(2) 留意事項

ア 現地見学会の参加希望者は、令和6年6月24日(月)までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、米子市教育委員会事務局学校給食課へファクシミリ又は電子メールにより連絡してください。

ファクシミリ：0859-33-4757

電子メールアドレス：kyushoku@city.yonago.lg.jp

イ 調理室等に入場することはできません。見学通路等からの見学となります。

ウ 視察時は、市の指示に従ってください。

4 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答します。

(1) 質問の提出方法

質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出してください。

(2) 受付期間

令和6年6月21日(金)から同月25日(火)まで

(3) 回答期日

令和6年7月1日(月)

(4) 電子メールアドレス

kyushoku@city.yonago.lg.jp

5 参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出

参加事業者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出してください。

(1) 提出日時

令和6年6月21日(金)から同年7月3日(水)午後4時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第2号)

イ 参加表明書(兼参加資格審査申請書)に定める添付書類

ウ 誓約書(様式第3号)

エ 経営状況調査表(様式第4号)

オ 役員等調査兼照会承諾書(様式第5号)

(3) 提出先

米子市大谷町28番地8

米子市教育委員会事務局学校給食課

(4) 提出方法

ア 参加表明書等は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めません。

イ 参加表明書(兼参加資格審査申請書)以外の添付書類は、A4判フラットフ

ファイルに編冊の上、提出してください。なお、当該ファイルの表紙及び背表紙に、「参加資格審査申請書」及び「法人名」を記載してください。

ウ 一の事業者が複数の対象施設グループについて参加表明をする場合は、参加表明書等については、重複して提出する必要はありません。

6 募集要項等に関する質問に対する回答書の公開

募集要項等に関する質問に対する回答書は、市のホームページにて公開します。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしません。また、混乱を招くおそれがあるときは、質問に回答しないことがあります。

7 提案書等の提出（第1次審査）

参加事業者は、受託を希望する対象施設グループごとに、次に定めるところにより提案書等を提出してください。

(1) 受付（提出）期間

令和6年7月17日から同月25日 午後4時まで

(2) 提出書類

ア 審査に係る提案書類提出書（様式第6号）	正1部
イ 提案書（様式第7号から様式第12号まで）	正1部・副15部
ウ 見積書（様式第13号）	正1部・副15部

(3) 提出先

米子市大谷町28番地8
米子市教育委員会事務局学校給食課

(4) 提出方法

ア 提案書等は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めません。

イ 提案書の書式

- (ア) A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。
- (イ) 様式第7号から様式第12号までに定めるところにより作成してください。

(ウ) 「令和7年度米子市学校給食調理業務委託事業に関する提案書」及び「法人名」を記載した表紙を付けてください。

ウ 無効となる提案書

- (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

エ 見積書

(ア) 令和7年度から令和11年度までの5年間の経費について見積りをしてください。また、見積書（様式第13号）には、年度別内訳金額も記載してください。

(イ) 仕様書に基づき作成してください。

(ウ) 見積書に、年度別の詳細な積算内訳書（社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等を項目とするもの）を添付してください。

また、共同調理場については、年度別及び施設別の積算内訳書並びに総括

表を作成してください。総括表には、年度別及び施設別の積算金額及び合計額を記載してください。

(エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印（法務局等が証明する印鑑）とします。

(オ) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。

(カ) 見積書に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とします。

(キ) 見積額が第3の2（8）「本委託事業における契約予定金額」を超える場合又は異常に少額である場合その他本委託事業の適正な実施に支障があると判断される場合は、失格とする場合があります。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

(1) 実施日時

令和6年8月下旬又は同年9月上旬（日時は、別途通知します。）

(2) 実施場所

別途通知します。

(3) 実施時間

30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答15分程度）

※準備及び撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者

5人までとします。

(5) 準備物

プロジェクター、パーソナルコンピューター等を使用する場合は、各自準備してください。（スクリーンは、準備します。）

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等の受付順とします。なお、辞退があった場合は、順次繰り上げる等の方法により対応します。

9 審査結果の通知

審査結果については、文書により通知します。

第5 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が、審査を実施します。

2 審査の方法

(1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

(2) 受託事業者の候補者は、対象施設グループごとに選定委員会の審査に基づき、決定します。

(3) 参加事業者資格の確認審査

参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」といいます。）として、参加資格審査申請書により、この募集要項に定める参加事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。

なお、当該要件を満たしていない場合には、失格とします。

(4) 第1次審査

参加資格審査を経て、第1次審査は書類審査とし、提案書、見積書等について、受託事業者選定基準に基づき採点し、得点の高い順に5以内の事業者を選定します。ただし、参加事業者が5事業者に満たない場合又は同得点の参加事業者が5事業者を超えて存在する場合は、この限りではありません。

(5) 第2次審査

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、受託事業者選定基準に基づき採点します。

ア 提案内容の基礎審査

提案書類等に記載された内容が、次の(ア)から(ウ)までの要件の全てを満たしていることを確認します。なお、当該要件のいずれかを満たさない場合は、当該提案は、無効とします。

(ア) 提案書全体について、同一事項に対する2以上の提案又は提案事項間の食い違いや矛盾がないこと。

(イ) 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

(ウ) 当該提案に関連する各様式（様式集参照）に示す項目に対する提案の内容が、仕様書に定める要件を満たしていること。

イ 最優秀提案者の選定方法

選定委員会は、提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価し、得点の合計が最も高い提案をした事業者を最優秀提案者として選定します。

(6) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

(7) 選定結果は、提案書の提出者全てに通知します。

(8) 優先交渉権者が業務委託契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と業務委託契約を締結します。

(9) 審査の結果、適切な参加事業者がないときは、「適切な参加事業者なし」とし、再募集する場合があります。

3 参加辞退

このプロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、参加辞退届出書（様式第14号）を提出してください。

4 事務局

このプロポーザルに関する事務局は、次のとおりです。

米子市教育委員会事務局学校給食課

〒683-0045 米子市大谷町28番地8（米子市立学校給食センター内）

第6 提案書等に関する条件

1 委託料に関する条件

(1) 処理の確認等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を、当該月分の業務終了後、直ちに、市に提出していただきます。ただし、3月分については、同月末日までに提出していただきます。

市は、業務完了報告書を受領したときは、当該業務が業務委託契約等に基づき適切に処理されていることを確認します。

(2) 委託料の支払

委託料は、令和7年4月分を初回として、月ごとに支払います。受託事業者は、当該月分の委託料を市に請求することができます。市は、所定の支払請求書の提出を受けた日から30日以内に委託料を支払います。

なお、市が受託事業者を支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を12か月で均等に分割した額とします。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額を各年度の5月分から3月分までの各月分の委託料の額とし、その1か月分の委託料の額に当該切り捨てた端数の合計額を加えた額を当該年度の4月分の委託料の額とします。

(3) 調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（給食実施回数×調理食数。詳細は、仕様書に記載）と実際の年間調理数が著しく異なった場合には、市と受託事業者と協議の上、委託料の額を変更することがあります。

2 リスク管理方針

業務委託契約締結後の市と受託事業者の主なリスク分担方針は、次のとおりとします。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止及び延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄又は破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変動リスク	事業内容の変更		○
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○

調理事故、異物混入等に関するリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

3 遵守法令

- (1) 法令…学校給食法（昭和29年法律第160号）、食品衛生法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令その他関連法規等
- (2) 要綱等…学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）その他関連要綱等

第7 委託事業実施に関する事項

1 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託事業者の債務不履行の場合

ア 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務の不履行が生じ、又はその懸念が生じた場合には、市は、受託事業者に対して修復を勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができることとします。また、受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、受託事業者に対し、業務委託契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

イ 市は、受託事業者が本委託業務を完全に処理する見込みがないと認めるとき、又は業務委託契約に違反してその目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本委託業務の処理を求めることができることとします。

ウ 履行保証人は、イの規定による本委託業務の処理の請求があつたときは、受託事業者に代わつて本委託業務を処理しなければならないこととします。

(2) 市の債務不履行

ア 市の責めに帰すべき事由により本委託業務の継続が困難となつたときは、受託事業者は、業務委託契約を解除することができることとします。

イ アの場合において、受託事業者が業務委託契約を解除したときは、受託事業者は、市に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となつた場合

不可抗力又は受託事業者の責めに帰すことのできない事由により本委託業務の継続が困難となつたときは、市及び受託事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が調わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託事業者は、業務委託契約を解除することができることとします。

2 市による本委託事業の実施状況の評価

市は、受託事業者が処理する業務について、定期又は随時に評価を行います。

その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

3 連絡協議会の設置

本委託業務の処理の円滑化を推進するため、定例会議を設置します。

4 災害等対応への協力

災害等が発生し、市が炊き出し等の要請を行った場合、受託事業者には、可能な限り協力を行っていただきます。